

75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めていただくこととなります。

これに伴って、75歳未満の国民健康保険（国保）に加入する世帯の税負担が急に増えることのないように、緩和措置が設けられました。

所得状況などで 保険料を軽減

所得の低い世帯や、国保の被保険者が1人になった世帯の人は、保険料が軽減されます。（5年間）

① 所得の低い世帯
前年度中に受けていた軽減が引き続き受けられます。

※世帯構成や収入に変更があれば、軽減判定の見直しを行います。

② 国保の被保険者が1人になった世帯（後期高齢者医療制度に移行した方が引き続きその世帯にいて、世帯主に変更のないことが条

件）

保険料のうち、「医療分」と「支援金等分」の平等割が半額になります。

新たに国保に加入することになった方は？

75歳以上の方が会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者の方（65～74歳）が国保に加入することになった場合、申請により減免が受けられます。（2年間）

減免の種類は次のとおりです。

全額免除
「所得割」「資産割」を全額免除

半額免除（すでに7割、5割の軽減該当世帯は除く）

① 「均等割」を半額免除
② 「平等割」を半額免除（※）

※国保加入者が、同じ世帯の中で旧被扶養者だけのとき

☎ 税務課 43・5022

市内局番はお間違えなく

市役所各庁舎への電話のかけ間違いにより、特定のお宅にご迷惑をかけています。市役所の電話は局番を確かめておかけください。

緑庁舎 44-0000
西沢庁舎 37-0000
三原庁舎 43-0000
南沢庁舎 50-0000
市内局番はお間違えなく



Tax Information

◆税目「後期高齢者支援金等分」の追加

4月からの後期高齢者医療制度の開始により、税目が追加されます。

国民健康保険税率	①医療分	②後期高齢者支援金等分	③介護分	備考
所得割	6.1%	1.4%	1.5%	19年中の所得額
資産割	14.0%	5.6%	4.3%	20年度の固定資産税を基準
均等割	24,000 円	6,100 円	8,400 円	1人あたりの額
平等割	20,800 円	5,300 円	4,100 円	1世帯あたりの額

※③は、40歳～64歳のみです。

※前年所得が基準以下の世帯は、段階に応じて均等割と平等割に7割・5割・2割軽減が適用されます。

◆国民健康保険税（最高限度額）の変更など

医療分…560,000 円→470,000 円（変更）

後期高齢者支援金等分…120,000 円（新設）、介護分…90,000 円（変更なし）

☎ 税務課 43-5022

お詫び

このたびの採血用穿刺器具（キャップ部分）の不適切使用につきまして、教室参加者をはじめ多くの皆さま方に多大なご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本市においては針の使い回しではないため、肝炎等の危険性は低いと考えておりますが、健康被害に対する不安解消に向けて鋭意対応するとともに、今後は事業実施に際しては十分注意をし、再発防止に努めていく所存です。

南あわじ市健康福祉部

75歳未満の方へ

国民健康保険税の緩和措置

7月中旬頃、保険料の通知が届きます。

4月から始まった後期高齢者医療制度。被保険者一人ひとりに保険料をご負担いただきます。保険料額は19年中の所得に応じて計算しています。

75歳以上の方へ

長寿医療制度

（後期高齢者医療制度）



保険料の算定

「均等割額」＋「所得割額」

$$\text{均等割額} \quad 43,924 \text{ 円} + \left(\frac{\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円 (基礎控除額)}}{\text{所得割額}} \right) \times 8.07\% = \text{年間保険料 (最高限度額 50 万円)}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

19年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定金額以下の場合は均等割額が軽減されます。

保険料の納め方

保険料は原則、年金から天引き（特別徴収）されます。年6回、年金が支給される際、あらかじめ差し引かれます。

①現在年金天引き（特別徴収）されている人

今年度の保険料額から4・6・8月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた残額が、10・12・2月に分けて特別徴収されます。100円未満の端数は10月分で徴収されます。ただし、保険料額によって、特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替等でのお支払い）に変わる場合があります。

②健康保険などの被扶養者だった人

10月から特別徴収または普通徴収となります。（年額2196円）

③「①・②」以外の人

7月から普通徴収となります。

■今年度の保険料のお支払い（①～③に対応）

	支払い方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	特別徴収	●		●		●		○		○		○	
②	特別徴収	免除期間						○		○		○	
	普通徴収	免除期間						○	○	○	○	○	○
③	普通徴収				○	○	○	○	○	○	○	○	○

※●は仮徴収（前年所得が未確定のため）

※特別徴収が可能な人は、10月以降に特別徴収に変更する場合があります。その際には、通知書を事前にお送りします。

普通徴収

次の方は、保険料を天引きしないで、納付書や口座振替などで納付になります。

① 年金額18万円未満の人
② 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない人など

※所得が大きく減ったときや、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどで、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができます場合があります。

☎ 保険課 44・3003

～1等・前後賞あわせて3億円～

サマージャンボ宝くじ

この宝くじの収益金は、市町村の明るくすみよいまちづくりに使われます。また、発売実績に応じて交付されますので、ぜひ県内の宝くじ売り場でお求めください。

発売期間：7月14日（月）～8月1日（金）